

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 3 月 20 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800364号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800066号

第1 結論

請求期間のうち、昭和63年7月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年4月から昭和63年3月まで
② 昭和63年7月から同年9月まで

私は、平成になってから国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の保険料を一括だったか、何回かに分けて支払ったかは覚えていないが、全て納付した。しかし、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金被保険者資格に係るオンライン記録の入力処理年月日(平成2年7月9日)から平成2年7月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、請求期間②の国民年金保険料は、過年度納付することが可能である。

また、請求期間②について、オンライン記録によれば、その前後の期間の国民年金保険料は、いずれも過年度納付されていることが確認できる上、請求期間②は3か月と短期間であり、納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間②について、国民年金保険料が納付できなかった特段の事情が見当たらないことから、請求者は請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、上記のとおり、請求者の国民年金の加入手続は平成2年7月頃に行われたことが推認でき、平成2年7月時点では、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記加入手続の際に払い出された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)とは別の国民年金番号を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800349 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800064 号

第 1 結論

昭和 41 年 * 月から昭和 45 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 * 月から昭和 45 年 2 月まで

私は、20 歳を過ぎた頃に、父親から私が国民年金に加入していることを聞いた記憶があり、請求期間の国民年金保険料も納付していたことを父親から聞いたことがある。

国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた自治会の人を通じて納付していたと思うので、請求期間について、調査をして、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳を過ぎた頃に、請求者の父親から請求者が国民年金に加入していることを聞いた記憶があると陳述しているが、請求者に係るオンライン記録によれば、請求者が国民年金に加入した記録はなく、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことが確認できないことから、請求者は国民年金に加入しておらず、請求期間の保険料を納付することはできない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付は、請求者の父親が行っていたので分からない旨陳述していることから、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、それらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっているため具体的な事情を聴取することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800363号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800065号

第1 結論

平成3年*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から平成4年3月まで

私は、学生時代はバスケット部に所属し、けがが絶えなかったことから、私が20歳になった平成3年*月頃に両親は、私が万が一障害者になった場合に障害年金がもらえなくなつては困ると思い、私の国民年金の加入手続をA県のB町役場で行い、保険料を納付してくれた。

加入手続の際に交付された年金手帳は、平成8年9月の婚姻に伴い転居したC市の役所で、氏名の変更手続を行ったときに回収され、新たな年金手帳を交付された。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号(*) (以下「国民年金番号」という。)に係る国民年金被保険者資格記録は、平成8年11月7日に入力処理されている上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、上記以外、別の国民年金番号が、請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらない。

また、前述の入力処理時点において、請求者に係る国民年金第3号被保険者資格の取得年月日(平成8年8月8日)の入力処理と併せて、その直前の第1号被保険者資格の取得年月日(平成8年7月26日)及び喪失年月日(平成8年8月8日)が入力処理されていることから、請求者は平成8年11月頃に、第3号被保険者資格を取得するために、初めて国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、請求者が20歳になった平成3年*月頃に両親が加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間の国民年金被保険者資格の取得年月日(平成3年*月*日)及び喪失年月日(平成4年4月1日)は、平成10年3月27日の第3号被保険者資格の取得年月日と併せて同年4月21日に入力処理されており、当該入力処理時点においては、請求期間の保険料は、時効により納付することができない上、上記のとおり、請求者の国民年金第1号被保険者資格

の取得年月日は、最初の厚生年金保険を喪失した平成8年7月26日であり、請求者が所持する国民年金番号(*)が記載された年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」と一致していることが確認できる。

加えて、請求者は、平成3年*月頃の加入手続の際に交付された年金手帳は、平成8年の婚姻に伴い転居したC市の役所で、氏名の変更手続を行ったときに回収され、新たな国民年金番号が記載された年金手帳の交付を受け、それが現在所持している年金手帳である旨主張しているが、請求者が現在所持する年金手帳の発行都道府県はA県となっており、当該年金手帳の記載内容から請求者が平成4年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付された年金手帳であると推認できることから、請求者に対し、新たに別の国民年金番号を記載した年金手帳が作成されたとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。